様式第２２号の１①

年　　月　　日

通常用いられる消防用設備等に代えて必要とされる防火

安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置申請書

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 堺　市　消　防　長　 殿  　（　　　 消防署長） 申　請　者  住　所  (電話)    氏　名    消防法施行令第２９条の４・堺市火災予防条例第７１条の２の規定に基づき、通常用いられる消防用設備等に代えて必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を、下記のとおり設置したいので申請します。  記 | | | | | | | |
| 防火対象物 | 名称 | |  | | |
| 所在地 | |  | | |
| 用途 | |  | | |
| 構造・規模 | | 耐火・準耐火・その他(　　　)  階数　地上　　階　地下　　階　　　延べ面積　　　　　　m2 | | |
| 代替申請する設置を必要とする通常用いられる消防用設備等 | | | |  | |
| 代替設置する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等 | | | |  | |
| 申請理由 | |  | | | |
| ※　　受付欄 | | | | | ※　　　経過欄 |
|  | | | | |  |

　備 考

１　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

２　法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事業所の所在地を記入すること。

３　※印の欄には、記入しないこと。

様式第２２号の１②　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　パッケージ型消火設備１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する 技術上の基準を定める件**（平成16年消防庁告示第12号）について** | 適  否 |
| 1 | ［適用範囲］  (1) パッケージ型消火設備を設置することができる防火対象物  ①　消防法施行令（以下「令」という。）第11条第1項第1号から第3号まで及び第6号に掲げる防火対象物又はその部分のうち、令別表第一(1)項から(12)項まで若しくは(15)項に掲げる防火対象物又は同表(16)項に掲げる防火対象物の同表(1)項から(12)項まで若しくは(15)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分 |  |
| ②　指定可燃物（可燃性液体類に係るものを除く。）を危険物の規制に関する政令別表第四で定める数量の750倍以上貯蔵し、又は取り扱うものではないこと |  |
| ③　地階、無窓階ではないこと |  |
| ④　火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所ではないこと |  |
| (2) パッケージ型消火設備を設置することができる要件  ①　Ⅰ型を設置できるもの  ア　耐火建築物にあっては、地階を除く階数が6以下であり、かつ、延べ面積が3,000㎡以下のもの |  |
| イ　耐火建築物以外のものにあっては、地階を除く階数が3以下であり、かつ、延べ面積が2,000㎡以下のもの |  |
| ②　Ⅱ型を設置できるもの  ア　耐火建築物にあっては、地階を除く階数が4以下であり、かつ、延べ面積が1,500㎡以下のもの |  |
| イ　耐火建築物以外のものにあっては、地階を除く階数が2以下であり、かつ、延べ面積が1,000㎡以下のもの |  |
| ③　(2)①及び②に掲げるもののほか、パッケージ型自動消火設備を設置している防火対象物又はその部分のうち、消防法施行規則第13条第3項各号に掲げる部分 |  |

様式第２２号の１③　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　パッケージ型自動消火設備１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する 技術上の基準を定める件**（平成16年消防庁告示第13号）について** | 適  否 |
| 1 | ［適用範囲］  (1) Ⅰ型のパッケージ型自動消火設備を設置することができる防火対象物  ①　消防法施行令（以下「令」という。）第12条第1項第1号、第3号、第4号及び第9号から第12号までに掲げる防火対象物又はその部分（令第12条第2項第2号ロに規定する部分を除く。）  ※令第12条第2項第2号ロに規定する部分  同条第1項第3号、第4号、第8号及び第10号から第12号までに掲げる防火対象物又はその部分（別表第一(1)項に掲げる防火対象物の舞台部を除く。）のうち、可燃物が大量に存し消火が困難と認められる部分として総務省令で定めるものであつて床面から天井までの高さが6mを超える部分及びその他の部分であって床面から天井までの高さが10mを超える部分 |  |
| ②　令別表第一(5)項若しくは(6)項に掲げる防火対象物 |  |
| ③　令別表第一（16）項に掲げる防火対象物の同表(5)項若しくは(6)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分 |  |
| ④　延べ面積が10,000㎡以下のもの |  |
| (2) Ⅱ型のパッケージ型自動消火設備を設置することができる防火対象物  ①　令第12条第1項第1号及び第9号に掲げる防火対象物又はその部分 |  |
| ②　延べ面積が275㎡未満のもの |  |
| ③　易燃性の可燃物が存し消火が困難と認められるものではないこと |  |

様式第２２号の１④　　　　　　　　　　 　特定小規模施設用自動火災報知設備１

※令第21条第1項第5号、第11号、第12号、第14号及び第15号に掲げる防火対象物の部分を除く。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号。以下「特定小規模施設省令」という。）について** | | 適否 |
| 1 | ［適用範囲］  (1) 次に掲げる防火対象物又はその部分に該当すること  延面積又は床面積が300㎡未満の場合  □　消防法施行令（以下「令」という。）第21条第1項（第3号から第6号まで、第8号、第11号、第12号、第14号及び第15号を除く。）に掲げる防火対象物又はその部分  □　令別表第一(16)項イに掲げる防火対象物のうち、次に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するもの。  ・(2)項ニ、(5)項イ、(6)項イ(1)から(3)まで、(6)項ロ  ・入居・宿泊を伴う(6)項ハ  ・(9)項イ(延べ面積が200㎡以上のものに限る。)  ・(2)項又は(3)項に掲げる防火対象物の地階又は無窓階で、当該用途に供される部分の床面積の合計が100㎡以上のもの  ・令別表第一に掲げる防火対象物の地階又は2階以上の階のうち、駐車の用に供する部分の存する階（駐車する全ての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。）で、当該部分の床面積が200㎡以上のもの  延面積300㎡以上の場合  □　消防法施行規則（以下「規則」という。）第13条第1項第2号に規定する小規模特定用途複合防火対象物（令第21条第1項第7号及び第8号に掲げる防火対象物を除く。）で、次に掲げる防火対象物の用途に供される部分※及び規則第23条第4項第1号ヘに掲げる部分以外の部分が存しないもの。  ・(2)項ニ、(5)項イ、(6)項イ(1)から(3)まで、(6)項ロ  ・入居・宿泊を伴う(6)項ハ  ・(9)項イ(延べ面積が200㎡以上のものに限る。)  ・(2)項又は(3)項に掲げる防火対象物の地階又は無窓階で、当該用途に供される部分の床面積の合計が100㎡以上のもの  ・令別表第一に掲げる防火対象物の地階又は2階以上の階のうち、駐車の用に供する部分の存する階（駐車する全ての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。）で、当該部分の床面積が200㎡以上300㎡未満のもの  □　令別表第一(16)項イに掲げる防火対象物で、以下に適合するもの  　・延べ面積が300㎡以上500㎡未満のもの  　・令別表第一(5)項イ及びロに掲げる用途以外の用途に供される部分が存しないもの  　・令別表第一(5)項イに掲げる用途に供される部分の床面積が300㎡未満のもの |  |

様式第２２号の１⑤　　　　　　　　　　　　　 複合型居住施設用自動火災報知設備１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **複合型居住施設における必要とされる防火性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成22年総務省令第7号）について** | | 適否 |
| 1 | ［適用範囲］  (1) 消防法施行令（以下「令」という。）別表第一(16)項イに掲げる防火対象物のうち、延べ面積が500㎡未満 |  |
| (2) 令別表第一(16)項イに掲げる防火対象物で、同表(5)項ロ並びに(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物 |  |
| (3) 令別表第一(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分（以下「福祉施設等」という。）にあっては、下記の用途に該当  □有料老人ホーム  □福祉ホーム  □老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設  □障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定する共同生活援助を行う施設 |  |
| (4) 令第21条第1項第8号に掲げる防火対象物（指定可燃物を危険物の規制に関する政令別表第四で定める数量の500倍以上貯蔵し、又は取り扱うもの）ではないこと |  |
| (5) 消防法施行規則（以下「規則」という。）第23条第4項第7号ヘに規定する特定一階段等防火対象物ではないこと |  |
| 2 | ［複合型居住施設用自動火災報知設備］  　令第21条第2項及び規則第23条から24条の2までの例により複合型  居住施設用自動火災報知設備を設置する。 |  |
| 3 | ［特定小規模施設用自動火災報知設備により代替する場合］  (1) 令別表第一(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分（以下「福祉施設等」という。）の床面積の合計が300㎡未満 |  |
| (2) 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成22年総務省令第156号）第2条第2号に規定する特定小規模施設用自動火災報知設備を同令第3条第2項及び第3項の例により設置する。 |  |

様式第２２号の１⑤ 　 　複合型居住施設用自動火災報知設備２

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **福祉施設等及び令第21条第1項11号から14号までに掲げる防火対象物の以外の部分について、感知器を設置しない場合について** | | 適否 |
| 4 | ［受信機］  受信機を設置する |  |
| 5 | ［区画]  (1) 福祉施設等の居室（建築基準法第2条第4号に規定する居室をいう。以下｢居室｣という。）が2階以下の階に存する場合にあっては、福祉施設等の居室を準耐火構造の壁及び床で区画 |  |
| (2) 福祉施設等の居室が、3階以上の階に存する場合にあっては、福祉施設等の居室を耐火構造の壁及び床で区画 |  |
| 6 | ［内装制限］  (1) 福祉施設等の壁及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）の室内に面する部分（廻り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料でしたもの |  |
| (2) その他の部分にあっては難燃材料でしたもの |  |
| 7 | ［開口部の面積］  (1) 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8㎡以下 |  |
| (2) １の開口部の面積が4㎡以下 |  |
| 8 | ［福祉施設等の居室が２階以下の階に存する場合の上記7の開口部の措置]  (1) 防火設備である防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあっては防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの |  |
| (2) 防火設備である防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあっては防火シャッターを除く。）で、次に定める構造のもの  (ｲ) 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するもの  (ﾛ) 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段、その他の通路に設けるものにあっては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、この部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75cm以上、180cm以上及び15cm以下 |  |
| (3) 防火戸（防火シャッター以外のものであって、２以上の異なった経路により避難することができる部分以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつその面積の合計が4㎡以内のものに設けるもの限る）を設けたもの |  |

様式第２２号の１⑤　　　　　　　　　　　　 　複合型居住施設用自動火災報知設３

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 8 | ［福祉施設等の居室が３階以上の階に存する場合の上記7の開口部の措置]  (1) 特定防火設備である防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあっては防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの |  |
| (2) 特定防火設備である防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあっては防火シャッターを除く。）で、次に定める構造のもの  (ｲ) 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するもの  (ﾛ) 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段、その他の通路に設けるものにあっては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、この部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75cm以上、180cm以上及び15cm以下 |  |
| (3) 防火戸（防火シャッター以外のものであって、２以上の異なった経路により避難することができる部分以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつその面積の合計が4㎡以内のものに設けるもの限る）を設けたもの |  |
| 9 | ［廊下の開放性］  (1) 福祉施設等の主たる出入り口が、避難階において直接地上に通じている通路に面している |  |
| (2) 福祉施設等の主たる出入り口が次のアからエに定めるところによること  ア　各階の外気に面する部分の面積（廊下の端部に接する垂直面の面積を除く。）は、当該階の見付面積の３分の１を超えている |  |
| イ　外気に面する部分の上部に垂れ壁等を設ける場合は、当該垂れ壁の下端から天井までの高さは、30㎝以下 |  |
| ウ　手すり等の上端から垂れ壁等の下端までの高さは、1m以上 |  |
| エ　外気に面する部分に風雨等を遮るために壁等を設ける場合にあっては、当該壁等の幅を2m以下とし、かつ、当該壁等相互間の距離を1m以上とする |  |
| (3) 平成17年消防庁告示第3号第4第2号(4)イ(ロ)の煙が床面から1.8mまで降下しないことを確認する方法に適合 |  |
| (4) 外気が面しない部分が存する場合にあっては、当該外気に面しない部分の長さは、6m以下であり、かつ、当該外気に面しない部分の幅員の４倍以下 |  |
| 10 | ［階段室の開放性］  (1) 平成14年消防庁告示第7号に適合する開口部を有する |  |
| (2) 平成17年消防庁告示第3号第4第2号(5)ロの煙が床面から1.8mまで降下しないことを確認する方法に適合 |  |

様式第２２号の１⑥　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　特定駐車場用泡消火設備１

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成26年総務省令第23号）について** | | 適  否 | 図面番号 |
| 1 | [設置できる防火対象物の要件] | | |
| 消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物の駐車の用に供される部分で、次のいずれかに該当すること  □　駐車の用に供される部分の存する階における当該部分の床面積が、  ・地階又は2階以上の階にあっては、200㎡以上  ・1階にあっては、500㎡以上  ・屋上部分にあっては、300㎡以上  のもののうち、床面から天井までの高さが10m以下の部分  ※屋上部分を含み、駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。  □　昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のもので、車両の  収容台数が10以上のもののうち、床面から天井までの高さが10m以  下のもの |  |  |
| 2 | [設置する泡消火設備の種別] | | |
| □　単純型平面式泡消火設備 |  |  |
| □　感知継手開放ヘッド併用型平面式泡消火設備 |
| □　感知継手泡ヘッド併用型平面式泡消火設備 |
| □　一斉開放弁開放ヘッド併用型平面式泡消火設備 |
| □　一斉開放弁泡ヘッド併用型平面式泡消火設備 |
| □　機械式泡消火設備 |